

小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について **意見を募集します**

このたび、マイナンバーによる庁内の情報連携項目の追加に係る小田原市個人番号の利用に関する条例及び小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の改正の素案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ「小田原で暮らす」の「行政経営」のバナー

⇒「市政への参加・市民意見募集」の「パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表・実施状況」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正」内の意見投稿フォーム

(2) 意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握するため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市情報システム課情報システム係あて

イ ファクスを利用する場合

FAX番号：0465-33-1258 小田原市情報システム課情報システム係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市役所 4階情報システム課 ※午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、休日を除く。）

2 意見提出期間

令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、それに対する市の考え方とともに後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承ください。

4 問い合わせ先

小田原市情報システム課情報システム係

電話：0465-33-1264 FAX：0465-33-1258